

松江市介護保険条例等の一部を改正する条例

(松江市介護保険条例の一部改正)

第1条 松江市介護保険条例（平成17年松江市条例第232号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 37,178円</p> <p>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 51,885円</p> <p>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 56,379円</p> <p>(4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 73,538円</p> <p>(5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 81,708円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 93,965円 ア 略 イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 37,178円</p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 51,885円</p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 56,379円</p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 73,538円</p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 81,708円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 93,965円 ア 略 イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法</p>

律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 38 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 102,135

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 38 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 122,562

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 38 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 142,989

円

律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 102,135

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 122,562

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 142,989

円

ア 略	ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令 <u>第38条第1項第1号イ</u> ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令 <u>第39条第1項第1号イ</u> ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
(10) 次のいずれかに該当する者 167,502円	(10) 次のいずれかに該当する者 167,502円
ア 略	ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令 <u>第38条第1項第1号イ</u> ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令 <u>第39条第1項第1号イ</u> ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
(11) 次のいずれかに該当する者 187,929円	(11) 次のいずれかに該当する者 187,929円
ア 略	ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令 <u>第38条第1項第1号イ</u> ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令 <u>第39条第1項第1号イ</u> ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
(12) 次のいずれかに該当する者 192,014円	(12) 次のいずれかに該当する者 192,014円
ア 略	ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

<p>る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令<u>第38条第1項第1号イ</u>((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 略 (普通徴収に係る納期等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて<u>第5期以降の最初の納期</u>に係る分割金額に合算するものとする。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に政令<u>第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、<u>第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令<u>第38条第1項第1号から第12号までの</u>いづれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p>る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令<u>第39条第1項第1号イ</u>((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 略 (普通徴収に係る納期等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて<u>最初の納期</u>に係る分割金額に合算するものとする。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に政令<u>第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口<u>又は第9号口</u> <u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令<u>第39条第1項第1号から第9号までの</u>いづれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p>
--	---

4 略 (普通徴収の特例) 第9条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額(以下これらをこの条において「保険料算定基礎」という。)が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、 <u>第1号被保険者について、その者の</u> 前年度の保険料算定基礎を当該年度の保険料算定基礎とみなして <u>算定した保険料を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額</u> (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。ただし_____ _____、前年度の保険料算定基礎を確定することができない場合においては、 <u>第6条第1号</u> に定める額により算定した額を徴収するものとする。	4 略 (普通徴収の特例) 第9条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額(以下これらをこの条において「保険料算定基礎」という。)が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、_____ _____前年度の保険料算定基礎を当該年度の保険料算定基礎とみなして、 <u>第6条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の月割額</u> (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。ただし、 <u>当該第1号被保険者について、</u> 前年度の保険料算定基礎を確定することができない場合においては、 <u>第6条第5号</u> に定める額により算定した額を徴収するものとする。
2 略	2 略

(松江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松江市介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年松江市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (令和6年度から令和8年度までの保険料率の特例)	附 則 (令和6年度から令和8年度までの保険料率の特例)

<p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第6条第1号</u>に掲げる者 22,400円 (2)～(13) 略</p>	<p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第6条第1項</u>に掲げる者 22,400円 (2)～(13) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。